に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一　電子届出等様式（届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であつて、届出等を書面等により行うときに従うこととされている様式（以下「書面届出等様式」という。）に記載すべき事項のうち、届出等の名称、届出等を行う日付、届出等を行う相手方の名称、届出等を行う者の住所、届出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに届出等を行う旨の表示を記録すべきものとして、経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。以下同じ。）に記録すべき事項

二　書面届出等様式に記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

三　当該届出等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項であつて、前号に掲げる事項を除いたもの

2　前項の届出等を行おうとする者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとする者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項が当該届出等を行おうとする者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三　前号に規定するもののほか、経済産業大臣が告示で定める電子証明書

第二十条の次に次の二条を加える。

（届出者等コード）

第二十一条　前条第一項の規定による届出等を行おうとする者は、あらかじめ届出者等確認コードその他必要な事項を様式第十七により記載した書面を提出することにより経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の書面を受理したときは、当該書面を提出した者に届出者等コードを付与するものとする。

3　第一項の届出等を行つた者は、届け出た事項等に変更があつたとき又は届出者等コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十八又は様式第十九によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（光ディスクによる届出等の方法）

第二十二条　第十条及び第十三条から第十五条までの規定による届出については、当該届出に規定すべきこととされている事項を記録した光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一若しくはX六二四五に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクをいう。以下同じ。）及び様式第二十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第四の次に次の二様式を加える。

様式第４の２（第５条の２関係）

第１種特定化学物質使用届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　事業所名及びその所在地

2　第１種特定化学物質の名称及びその用途

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3　法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

様式第４の３（第５条の３関係）

第１種特定化学物質届出使用に関する変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　変更の種類及びその内容

2　変更の理由

3　変更の年月日

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3　法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

様式第五から様式第八ゃや次のゃうに改める。

様式第５

許可製造業者／許可輸入者／届出使用者　地位承継届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第16条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　承継の原因

2　被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

3　被承継者の住所

4　被承継者が法第６条第１項の許可を受けた年月日及び許可番号／第11条第１項の届出を行つた年月日及び許可番号／第15条第１項の届出

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字はまつ消すること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。